

公私連携幼保連携型認定こども園についての Q&A

(1) 民営化の目的等

Q1 公立保育所と幼稚園を民営化するのはなぜですか

A 町では、保育ニーズへの多様化、保育所施設と幼稚園施設の老朽化、厳しい財政状況に対応するため、令和3年6月に豊能町子ども・子育て審議会に「豊能町西地区における認定こども園のあり方」について諮問し、令和4年1月に提言を受けました。その提言を受けて、民間（社会福祉法人又は学校法人）が設置主体の認定こども園で、町も関与が可能である公私連携幼保連携型認定こども園を設置することとしました。

Q2 民営化のメリットと課題は何ですか

A	メリット	■保育ニーズ ・より長い時間の延長保育や休日保育、多様な保育サービスを提供しやすくなります。 ・民間による独自の特色のある取り組みが期待できます。 ・自園給食の実施 ■運営費等 ・民間園であれば、運営費については国、府も財政負担する制度となっており、町の負担が1/4となり、その財政効果を活用し、子育て支援の充実を図ることができます。 ・施設整備を行う場合、町整備では国の補助制度を活用して町負担は2/3ですが、民間整備では、町負担は1/4となります。
	課題	■環境の変化による子どもや保護者への影響 ・保育士・幼稚園教諭が入れ替わることにより、子どもや保護者が不安や負担を感じる。 ・配慮が必要な子どもを受け入れる保育士体制が不安

Q3 課題の対策について

A ・民間に移管する前年度に、民間の職員が吉川保育所とひかり幼稚園に一定期間勤務することにより、これまで継承してきた保育・教育を学んでいただきます。民間法人に移管後には、町の職員を民間法人に派遣します。

・保護者の方の不安等の解消に努めるため、アンケートの実施等を行います。

・配慮が必要な子どもを受け入れるための加配保育士に対する人件費を補助します。

・三者協議会（保護者代表、運営法人、町）を設置し、移行に伴う諸事情について協議します。

Q4 令和11年4月の民営化は決定ですか

A

方針としては決定事項です。しかし、運営法人選定には一定の基準を設けますので、基準を上回る法人の応募がなかった場合や募集しても該当する応募者がなかった場合、選定スケジュールを検討のうえ、民営化の時期が延長されることもあり得ると考えます。

Q5 民営化した場合、町の関与はどうなりますか

A

公私連携幼保連携型認定こども園は、認可基準を満たした保育・教育施設であり、町と運営法人が協定を交わすことにより、町の関与を明確にした制度です。

また、運営法人選定後には、保護者代表、運営法人及び町の三者間での三者協議会を設置します。三者協議会では、民営化に伴う運営の引継ぎ、保育内容や給食関係等について協議を行いますので、町だけでなく保護者のご意見も伺いながら進めていきます。

(2) 保育内容の継承等

Q6 公立保育所と幼稚園の保育・教育内容を引継いでもらえるのですか

A

保育・教育内容については、公立・私立を問わず、保育所は保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領に規定されており、幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に規定されていますので、一定、保育・教育の質は担保されています。町立の認定こども園ふたば園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき運営しています。

そして、公立の保育所や幼稚園で大切にしていることを引継内容として位置づけるなど、適切な対応に努めます。

一方、移管先法人と締結する協定書において、公立保育所と幼稚園の保育・教育内容を引き継ぐこととともに、民間法人が行う子どもたちに良いと思われる保育・教育については、保護者の方のご理解・ご協力をいただき受け入れていきたいと考えています

なお、設置・運営法人の選定にあたっては、当該選定委員会に保護者代表の方に委員となっただきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

Q7 民営化後、配慮が必要な子どもの保育については、現状は維持されるのですか

A

配慮が必要な子どもの保育については、現状の維持とともに、新たな受け入れについても、町と法人が連携して取り組みます。

Q8 配慮の必要な子どもに対する加配保育士は、どのような基準で配置するのですか

A

加配保育士の配置については、そのお子さんや保育・教育の状況を町と法人が見極め、必要に応じて配置します。民営化という理由で加配保育士の配置基準が変わることはありません。

Q9 民営化しても保育士の人数は減りませんか

A

公私連携型認定こども園の園児の保育・教育に直接従事する保育教諭の数は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」により定められていますので、この基準を下回ることはありません。

なお、現在、本町では、公立の保育所と認定こども園において、保育士の職員配置基準（1歳児6人に対して保育士1名）を上回る町独自の基準（1歳児5人に対して保育士1名）を採用していますが、民営化後の認定こども園においても適用する予定です。

（3）民間法人の選定について

Q10 移管先の民間法人はどのように選ぶのですか

A

移管する民間法人の選定は、町が設置する選定委員会において選定基準の項目を作成し、公募により応募のあった民間法人からの提出資料や提案内容について、当委員会において審査し、最も評価の高い法人を移管先の候補とする公募提案型のプロポーザル方式により行います。

ただし、評価にあたっては、基準を設けますので、その基準を満たさなければ、移管先として選定することはありません。

Q11 募集の条件や基準はどのようなものですか

A

今後の選定委員会での協議事項となりますので、現時点で明確にお答えすることはできませんが、例えば、今まで町が実施してきた保育を継承しつつ、より充実した内容になっているか、バランスのとれた職員構成（年齢層、今後の採用計画、雇用形態等）であるか、アレルギー症状のある子どもへの配慮は適切なものか、給食提供についての考え方など、これから選定委員会において検討し、決定していくことになります。

Q12 選定委員会の委員に保護者代表は入るのですが

A

保護者の皆様の意向を尊重するため、保護者の代表にも是非参画していただきたいと考えています。

委員会は、「学識経験者」「保護者代表」「町職員代表」の合計6名で構成します。

（4）その他

Q13 公立と民間法人での保育料の違いはありますか

A

公立も私立も保育所、幼稚園、認定こども園は、幼児教育・保育の無償化の対象となっていますので、3歳児から5歳児までの保育料は無料となります。0歳児から2歳児までの保育料は、公立の認定こども園も私立の認定こども園も同じ保育料となります。ただし、教材費、給食費や法人の独自事業にかかる費用について、保護者負担が別途必要になる場合があります。

Q14 民営化すると他市町の子どもも受け入れることになるのですか

A

広域入所（他市町からの依頼により手続きできる）という制度はありますが、まずは、町内在住の子どもが優先されることになります。なお、定員に空きがあり、町内在住の子どもの入所希望がない場合に限り、広域入所を許可することになります。

Q15 認定こども園のメリットは何ですか

A

認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などの形で利用することができます。

Q16 幼稚園と認定こども園では、子ども達が生活する上で大きく変わることはありますか

A

認定こども園では、1号認定（幼稚園児）の子ども達の生活で大きく変わることはありません。2号認定（保育園児）の子ども達は、保育所と同様に午睡の時間を取ります。また、0歳児から5歳児までの子ども達が生活するので、異年齢児の交流の場にもなります。

Q17 民営化にあたり、公立の保育所と幼稚園の職員はどのようなになるのですか

A

正職員については、民間法人に引継ぎ保育として派遣する職員の数名以外は、認定こども園ふたば園、町こども未来部や生活福祉部等に異動となり、子育て支援関係等の業務に従事することになります。また、本人の希望により、新たな民間法人の認定こども園に就職する職員もあるかと思います。

会計年度任用職員については、本人の希望に基づき新たな民間法人の認定こども園での雇用が実現できるよう配慮する予定です。今後、ご本人の希望に添えるよう対応していきたいと考えています。

Q18 ふたば園はどうなりますか。また、西地区在住でも入れますか

A

ふたば園は、公立の認定こども園として継続します。また、ふたば園の通園区は町内全域ですので、西地区在住の子どもの入園も可能です。

Q19 新しいこども園に東地区在住でも入れますか

A

東地区在住や西地区在住に関わらず入園できます。